

1 附属機関の名称

犬山市歴史まちづくり協議会

2 開催日時

令和7年3月27日（木） 13時30分～16時00分

3 開催場所

犬山市役所4階401会議室

4 出席した者の氏名

（1）委 員

越澤明（会長）、苅谷勇雅（副会長）、赤塚次郎、中村真咲、下間久美子、久世高裕、成瀬淳子、伊藤彰啓、二ノ宮明彦（代理 久田安信）、辻光代（代理 川野真央）、栗田雅貴（順不同、敬称略）

（2）オブザーバー

中部地方整備局 建政部 都市調整官 山尾耕平

（3）事務局

原市長、滝教育長、中村教育部長

（以下、歴史まちづくり課）加藤課長、渡邊課長補佐、河寄主査補

（以下、都市計画課）高木課長、丸地課長補佐

5 傍聴人の数

0人

6 内容

（1）報告事項

①令和6年度歴史まちづくり計画関連事業について

○資料に基づき、事務局から令和6年度の歴史まちづくり計画関連事業について報告した。また、歴史的観光資源高質化支援事業を活用して既設建物の除却解体を行った、犬山城大手門枡形跡（犬山市福祉会館跡地）について、今後の整備の方向性、スケジュールについて報告した。その後、質疑応答を行った。

【質疑応答・意見】

オブザーバー： 2月10日の国土交通省による犬山市視察では、幅広い場所の視察を行うことができた。犬山市からいただいた要望は本省と調整する。

委 員： 大手門枡形の整備について、方向性が出てきた。追加指定をして、整備をするという

ことだが、整備内容について文化庁は了解をしているのか。

事務局： 文化庁とは都度協議を行っており、おおむね了承を得ている。

委員： 現状変更は通るのか。

事務局： （現状変更手続きを担当する）史跡部門にも整備計画の説明をしており、通ると考えている。

委員： 修景事業について、修理ではなくあくまで修景事業か。

事務局： 修景事業である。

委員： 格子が外側から打ち付けてある。実際の歴史的な格子はこのようなつくりではない。私の感覚では、暑苦しく、やっつけ仕事のようにも見えてしまうがいかか。修景物件の2件目について、庇の下にある下がり壁の部分は根拠があって作ったものか。それとも、こういったものがあつた方が良くと思って作ったものか。

事務局： 格子入りのサッシは規格品にない。その中で格子を表現するために表面に格子を付けている。犬山格子と呼ばれる格子があり、四周に枠が回っていて、その中に細かい棧があるものだが、コストやメンテナンスを考えて上下の枠がない格子を認めている。庇の下にある下がり壁の部分については、エアコンの配管がもともと露わになっており、隠すために追加したものである。

委員： 建物の表に出ている格子は、建物の品格を表すものである。四周の枠や框を縦棧・横棧を使ってデザインする。簡易な格子について、伝統的でない、いわゆる「便所格子」を表に出しているということを所有者は理解しているのか。そこを踏まえて議論ができているのか。

会長： 横山先生の蔵書寄贈について、歴史まちづくり課、名古屋経済大学で調整して、一括であれば寄贈をということで受け入れとなった。

委員： 横山先生には名古屋経済大学で講義いただいたこともあり、ご縁があつて大変うれしく思う。整理を進め、広く見てもらうことができるようにしたい。

会長： 市がこれまで所有していない絵葉書等も寄贈があつたと思う。ぜひ、冊子化することを検討してほしい。感謝状の贈呈はするのか。

事務局： 感謝状の贈呈を行う予定である。

会長： 小さい記事でよいので、市の広報などにもぜひ載せてほしい。

委員： 格子は現状のままではよくない。補助の対象としないということも含め、見直しの予定はあるか。

事務局： 格子については、助成の希望があれば「犬山格子」にするようにリクエストはしている。図集があるので、それを渡して、これを参考にしてくださいと伝えている。しかし、そこまでできないという事情もあるなかで、景観に配慮して、調和を考えるということについて、最大限努力をしていることを加味して、縦格子でも助成の対象としている。現状では、格子の種類で助成しないという運用はしていない。

委員： 良くないデザインが氾濫しているように見える。歯止めをかけなければいけない。助

成対象の検討もしなければいけないのではないかと。

委員： 委員から指摘があったように、外観は品格に係る部分であり、そこがあいまいになっているのではないかと。城下町に多くの人々が来ていることはよいことだが、品格のない町になっていないかどうか、気を付けてほしい。助成事業の1件目は柵に沿って格子があるので、その点では2件目よりもよいと思う。両事業で補助額は同じか。

事務局： 上限が300万円で決まっているため、同額である。

会長： 景観アドバイザーについて、助言や知恵を出すだけというような位置づけで、職務権限があいまいになっていないか。公金を扱うので、市の委員としての位置づけを明確にした方がよい。正規の会議で決めるということで、景観アドバイザーの位置付け、仕組みを考えてほしい。委員がだれで、どのような議論をしたか公開した方がよい。その中で、よいものであれば上限額を上げる、あるいは合わないものであれば助成できないという判断もありうるのではないかと。

（２）協議事項

①令和6年度犬山市歴史まちづくり賞表彰物件について

○事務局より、資料に基づき令和6年度犬山市歴史まちづくり賞の表彰物件の概要について説明した。その後、質疑応答を行った。

【質疑応答・意見】

委員： 候補物件の表彰について反対はしないが、専門部会の審査コメントを見ても、課題があることを指摘されている。補助金を出した物件、表彰をする物件というのは犬山の歴史まちづくりの模範となるが、本当にそうしてよいか問いかけたい。

委員： 在来木造工法の建物の骨組みを維持していくという努力そのものに、大きく感謝し、敬意を払いたい。しかし、市が修景助成金を出したものを表彰しないということがあり得るのかということは考えたい。外観に対して辛口のコメントをしたが、何年かすれば直すことができる。表彰候補物件の一つの格子を見ると、上は細かい格子で、下は荒い格子でディスプレイ的に使うという意味が感じられた。必ずしも同じ仕様の格子を推奨するものではなく、住み方・使い方で格子の工夫をしてもよい。

会長： 専門部会で厳しいコメントは出たが、市全体の景観行政の事を考え、また大本町通りの修景事例を増やしていきたいという思いもあり、最終的に候補物件となった。建物の入り口が変わっているということについて、専門部会でも指摘があったが、市としてその点を指摘しなかったのか、またアドバイザーから指導がなかったのか伺いたい。

事務局： 助成事業の内容についてどのような指摘・指導があったか、ここで即答することができないが、一般に練り直しを求めることが多い。古い建物を残しながら使っただけのことはとてもありがたいことである。その上で、建物の強度を増すための処置をダメとは言えない。

委員： シビアな協議を行っていることは承知しているが、理解のある人なので、より良い修理をして仕上げるという意識を持ってほしい。片開き戸となっていることで、壁面線が下がるのが問題となっているが、よりよいものにできる。

事務局： せっかくお金をかけて修景しているものであり、アドバイスしたい。

会 長： 意識づけにより、現状を上回る良いものができることを期待したい。

委 員： 資料中に「建築線」とあるのは「壁面線」の間違いではないか。

事務局： 確認する。

◎質疑応答後、越澤会長より2件を表彰物件に選定してよいか確認があり、出席者全員から賛同を得て認められた。

②犬山市歴史的風致維持向上計画（第2期）の計画変更について

○事務局より、犬山市歴史的風致向上計画（第2期）の計画変更案について、資料に基づき説明した。その後、質疑応答を行った。

【質疑応答・意見】

会 長： 事務的な文言の修正については、例年通り事務局にお任せをする。

委 員： 「本町通り路面サイン設置事業」の追加について、令和6年度に完了した事業だが、どのような目的で追加するのか。

事務局： 重点区域の中心部で行った事業ということで、記録として追加する。

委 員： 事業の資料で写真や記述が古いものがある。例えば、本町車山蔵の写真は修景前のものが載っている。令和5年度に修景事業をやったということだが、扉の外観の4分の1以上変わったということで現状変更等は発生していないか。

事務局： 本町車山蔵の扉は修理前の現状通りの仕様で修理した。板の貼り方についても変更はしていない。写真については、各事業で時点修正できるものは修正する。

委 員： 「本町通り路面サイン設置事業」について、「車道・歩道の区画線を整備する」とあるが、法律上は歩道ではないのではないかと。所管課に確認をして、正しい表現に修正するように。また、「まちなかウォークブル事業」というのは正式な名称か。

事務局： 「歩道」表現の修正について承知した。「まちなかウォークブル事業」は正式な事業の名称である。

会 長： 三昭堂の取り壊しに伴う歴史的風致形成建造物の指定解除について、計画書から抹消するのではなく、欠番として、過去に物件があったことをわかるようにしてはどうか。

事務局： 欠番としてよいか検討する。

オブザーバー： どのように記載するか、中部地方整備局で調整する。

会 長： 大手門枳形跡の整備事業については、明日（3月28日）に開催する犬山城の委員会で審議されるとのことである。その会議で方向性が決まり、次の改訂のタイミングに間

に合うのであれば、目玉事業でもあるので、計画の内容に盛り込んだ方がよい。

事務局： 犬山城管理委員会で承認を受け、パブリックコメント手続きを経て整備基本計画の策定を行う。その後、歴史まちづくり計画の計画変更のタイミングに間に合うのであれば、大手門枳形跡の整備事業を追加できないか検討する。

会 長： 計画変更が完了したら各委員にお知らせするように。

事務局： 計画変更完了後に報告する。

③令和6年度進行管理・評価シート（案）について

○事務局より、令和6年度進行管理・評価シート（案）について、資料に基づき説明した。その後、質疑応答を行った。

【質疑応答・意見】

会 長： 床磨きの写真はよい写真なので、他でも使えないか。

事務局： 検討する。

委 員： （景観計画区域における行為の）届出の対象は建造物だけか。屋外広告物は入っていないか。

事務局： 屋外広告物は入っていない。

委 員： 観光客が来ていることはいいことだが、観光客とお店のマナーが悪く、混然とした状態となっている。良い観光の在り方を検討する必要がある。

委 員： のぼり旗はひどくなっている。

事務局： 屋外広告物については2019年にガイドラインを定め、年2回（春・秋）ガイドラインを配るとともに声掛けをして、少しでも良くなるようにしている。

委 員： いくら規制がかかっても、破ってもいい、お金を取られないという感覚があるのではないか。罰金を取ることは考えないのか。

事務局： お店の人が自主的に改善してほしいという思いがある。周知してやっている段階である。

委 員： そのような時間はないのではないか。人の好意で直すのに何年かかるのか。大ナタを振り下ろすタイミングではないか。犬山市の市政はどうなのか、何十年も広告について言っているが変わらない。このままでは世界に恥をかいってしまう、そういうつもりでないといけない。犬山城に65万人が来ている、そういった意識を持ってほしい。

委 員： のぼり旗、バナーは規制できないということである。ガイドラインは市が作ったものか。

事務局： 2018年から2019年にかけて、本町通りのお店を中心に、ワークショップを行って作成したものである。

委 員： ガイドライン運用の主体は市か。

事務局： 市が運用している。

委 員： 地元で町づくり協定を結ぶことはできないのか。

委員： 2019年の時点からお店も変わっている。屋外広告物は調子の悪い店が出す。調子が良い店は配慮している。新しく店を出したところは知らないのではないか。中立的な立場の人から言ってほしい。広告物としての規制が難しいのであれば、安全確認名目で指導することはできないか。

事務局： 観光キャンペーンを年2回やっている。その中で、店のマナーの向上、観光客のマナーの向上を図っていく。また、SDGs観光まちづくり会議とも連携をしていきたい。

会長： 名古屋経済大学で昨年金森長近に関する講演会を行った際、参加者から城下町の町並みを何とかできないかという意見がでた。多くの方が関心を持っている。大手門枳形跡の整備も始まるというタイミングであり、市で改めて考えるように。歴史まちづくりを何年かやって、いいものが出てきている。フェーズが10年、20年前とは違っている。

④歴史的建造物の保存活用、町並み景観の維持向上に向けた施策について

○事務局より、資料に基づき、現在市が取り組んでいる歴史的建造物の保存活用、町並み景観の維持向上に向けた施策について説明した。また、令和6年度に取り壊しとなった歴史的風致形成建造物「三昭堂主屋」について、経緯を説明した。その後、質疑応答を行った。

【質疑応答・意見】

会長： 令和4年度の景観助成事業としてあがっている事例2件について、隣家の建物が取り壊されてしまったということか。

事務局： そうである。

会長： 取り壊されてしまった物件について市の方で何か手を打てなかったのか。

事務局： 当時は歴史的建築物の制度もなく、把握ができていなかった。

委員： 壊された物件の内1軒は、地元の人からは保存のお願いが出ていたが、雨漏りもひどく、人に貸せないということで壊されてしまった。市のサポートはなかったように思う。もう少し早く話があれば保存できたかもしれない、悔やまれる物件である。

会長： 長浜市では、黒壁地区以外の地区の町家の実態調査を行った。犬山市では空き家を把握しているか。

事務局： 空き家は実態調査を行っている。また、歴史的建築物は年1回アンケートを取っている。

会長： 地元の人しか知らないウェットな話がある。アンケートだけではわからない部分がある。長年働いている市の職員でチームを組んで、聞き取り調査を行うことなどを考えてほしい。

委員： アンケートは封筒に入って送られてくるが、どういうものかわからない。お困りごとないか聞きに行くくらいでないといけない。壊された物件は空き家だけではない。仲介機能が失われている。

事務局： 登録有形文化財の所有者には投げかけをしているが、その輪を広げていきたい。

委員： 景観について、行政の規制を強化・緩和するということがある。犬山市は事業者の自助努力でやるという考え方だが、次のフェーズに移ること、すなわち規制の強化につい

て議論してもよいのではないか。

委員： 歴史的建築物のデータベースには、建物の特色や価値がある部分、立面構成などのポイントを細かく書いていって、修景の時に活用していってほしい。修景事業の事例を見ていくと、修景をしてもよくなっていない事例があるように思う。トータルのデザインを考えて、市が推進すべきものにお金を出すという仕組みにしないといけない。

委員： 伝統的建造物保存委員会と景観アドバイザー会議で議論している内容に、そんなに差がないのではないか。委員の重複はあるかもしれないが、2つの委員会の意思を合わせておいた方がよい。

町並みの問題について話すだけでは、集まりが厳しい。楽しいものと抱き合わせで行った方がよい。資料4の15ページに観光まちづくり事業について記載がある。そういった機会をとらえ、少しずつでも良いので景観や屋外広告物について話す工夫をした方がよい。

会長： 犬山には国宝が2つあり、そこに城下町が近接している素晴らしい場所であり、景観行政も並みのことだけではなく、景観地区を設定すべきではないか。景観条例があるが、任意条例の時期から内容が変わっていない。今後は補助金にプライオリティがつくようになっていく。伝統的建造物群が無理ならば、景観法に基づく景観地区を設定する。国土交通省は歴史まちづくり行政と景観行政を同じ課で行っている。まちづくり交付金の絞り込みも検討されているところであり、いいと思ったところに支給するということになる。犬山には先陣を切って頑張ってもらいたい。そのカギが景観地区だと思う。

委員： 今後とも取り組みを続けていくことで、30～40年後に伝建を作るという思いを持ってほしい。

会長： 20年前は、猫も歩いていない、死んだような町と言われていた。その後、人が来るようになり、駐車場が必要ということで防災公園を整備している。これまで考えていなかった問題が生じている。公共事業が進む一方で、駅前のホテルや、今回の町家の改修が行われるようになるまで進んでいる。やはり、従来通りの景観行政の考え方を改めてほしい。

委員： 観光戦略会議でも話したが、地権者へのアプローチが必要である。箱モノを作って横丁にする傾向にあるが、もの・土地で大きいものがないといけない。歴史的建造物の解体やオーバーツーリズムに対応するためには、地権者にアプローチしないといけない。

事務局： 新しいフェーズに入っていると認識している。城下町から犬山城の見え方も変わっている。顔の見える関係を作らないといけない。

委員： 深掘りした議論を行っていただき、勉強になった。

委員： 犬山城下町はこんなに人が来る場所でなかったが、変わってきている。一宮建設事務所で県道を所管している。犬山市全体に県道があるため、城下町に集中してということではできないが、何かあれば相談してほしい。

委員： 犬山市内の登録有形文化財が活用されている事例を知ることができてよかった。

委員： 今回の議論は重点地区を中心としていたが、歴まち計画には各ジャンルがある。他の地区や犬山市全体の改善を積み重ねてほしい。

オブザーバー： 助成制度について、全国的に支出するとなると、定性的な条件もありうる。技術的な検証、裏打ちのある補助は助成制度の向上にもつながる。そういったものがある補助事業だと、プライオリティを持って国が助成するということもありうる。

以上